

静岡県行政書士会行政書士制度広報月間実施要領

- 第1 実施期間 令和7年10月1日（水）から10月31日（金）までの1か月間
- 第2 目 的 行政書士の各種業務及び社会貢献に関する広報活動に積極的に関わり、行政手続きの円滑な実施に寄与し、県民の利便に資し、もって県民の権利利益の実現に資する行政書士の社会性を強調して県民の理解と信頼を得ることを通し、行政書士制度の普及浸透を図る。
- 第3 活動内容
- (1) 無料相談所開設
月間中に県下市町の会場で当会の各支部が開催
 - (2) 問い合わせ先
静岡県行政書士会（静岡市葵区駿府町2番113号）
電話 054-254-3003 FAX 054-254-9368
E-mail: shizuoka@sz-gyosei.jp
<http://www.sz-gyosei.jp/>
- 第4 行政書士電話相談及び無料相談内容
- (1) 許可、認可等の手続きに関する相談
(例) **農地法**（3条・4条・5条・非農地）、**都市計画法**（開発行為・建築）、**国有財産**（用途廃止・売却）、**道路・河川及び水路**（使用・占用・付替）、**建設業**（新規・更新・経審）、**運輸交通**（運送業・車庫証明・自動車登録）、**旅館業、飲食店営業等、風俗営業、産業廃棄物**（収集・運搬・処理）、**入国管理**（在留・永住・帰化・結婚）等
 - (2) 権利義務、事実証明に関する相談
(例) **法人設立、相続**（遺言・遺産分割）、**贈与、売買、契約、福祉**（保険・医療・年金・介護）等
 - (3) 行政手続きに関する相談
(例) **申立先、処理期間、審査基準、行政不服申立手続等**
- 第5 その他
毎月1回、静岡県行政書士会会館において電話による無料相談を行っております。